

省エネルギー対策への市会の対応

平成28年5月16日運営委員会決定

項 目	内 容	
1 対 象	本会議場・委員会室	市 内 視 察
2 室 温	基準を28℃とする	
3 期 間	5月1日から10月31日まで	
4 服 装	横浜市会会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用は自由とする。 職員については、執行機関の取扱いと同様。	
5 き 章	はい用できない場合は、議員証の携帯でこれにかえる。	

※項目1、2、4及び5：運営委員会決定事項（平成21年5月15日）

※項目3：平成23年度以降は5月から10月の期間で実施

※平成29年度以降も、状況に変化がなければ、平成28年度と同様の期間で実施

意見書の処理結果報告（第1回定例会議決分）

件名	議決日	処理日	提出先	提出概要
生活者の家計負担軽減に必要な物価高騰対策に係る財源措置を求める意見書	7.3.25	7.3.26	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 経済産業大臣 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	議会局において関係機関に提出した。
自治体間で等しい行政サービスの提供を可能とするための税源の偏在是正を求める意見書	7.3.25	7.3.26	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣（地方創生）	同上
核兵器や戦争のない世界の構築に向けて、主導的役割を果たすことを求める意見書	7.3.25	7.3.26	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣	同上